

消費者トラブル注意報

Vol.16



不審な電話や訪問が多発

マイナンバー制度に便乗の詐欺に注意

マイナンバー制度に関連する詐欺トラブルの相談が全国で寄せられています。公的機関をかたる不審な電話や訪問なども多く、注意が必要です。

《事例》

○「マイナンバー制度の導入で個人情報調査している」という女性が訪れ、資産や保険契約の状況などを聞かれた。
○「あなたのマイナンバーが流出した。抹消には第三者から名義を貸してもらう必要がある」と電話があった。さらに別の者から「名義貸しは犯罪になり逮捕される」といわれ解決金を要求された。

○「マイナンバー流出による悪用防止に、個人情報の削除に5千円が必要。コンビニでプリペイド(前払い)式電子マネーを購入して支払うように」というメールが送られてきた。指示に従ったら、その後も手数料などの名目で費用を請求するメールが届き、約50万円を支払ってしまった。

《アドバイス》

○マイナンバーの手続きなどで、公的機関が資産や年金・保険の状況、口座番号などを聞くことはありませぬ。

○不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出も断りましょう。万が一金銭を要求されても、決して支払わないでください。
○マイナンバー制度についての問い合わせは、「マイナンバー総合フリーダイヤル」☎0120・95・0178で受け付けています。

◆相談・問い合わせ先

匝瑳市消費生活センター(相談専用電話)☎74・7007

日時: 原則月・火・木・金曜日 9時~12時、13時~16時
場所: 市役所3階産業振興課

